

航空事故調査及び報告等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第35号）第12条の規定に準じて航空事故の調査及び報告に関する達を次のように定める。

平成23年4月1日

防衛大学校長 五百籟頭 眞

航空事故の調査及び報告に関する達

（目的）

第1条 この達は、防衛大学校における航空事故の調査及び報告に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 航空事故 航空事故調査及び報告等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第35号。以下「訓令」という。）第2条に規定する航空事故の範囲の事故をいう。
- (2) 現地調査 航空事故の調査のうち、航空事故に係る情報及び資料を収集し、整理し、及び評価する活動をいう。
- (3) 損害見積価格 損壊前の状態に復するために必要と見込まれる経費に必要な都度別に示す残存率を乗じた額をいう。

（航空機の損壊の程度）

第3条 航空事故による航空機の損壊の程度の判定は、訓令第2条の3の規定によるほか、次の各号に掲げるところにより、訓練部長が行うものとする。その際、防衛大学校の整備能力を考慮するものとする。

- (1) 修理可能であるが、損害見積価格500万円以上の修理を必要とする損壊は、訓令第2条の3第2号に掲げる「大破」とする。
- (2) 損害見積価格500万円未満で修理可能であるが航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「施行規則」という。）第5条の6に定める大修理に該当する損壊は、訓令第2条の3第3号に掲げる「中破」とする。

(3) 損害見積価格500万円未満で修理可能であるが施行規則第5条の6に定める小修理に該当する損壊は、訓令第2条の3第4号に掲げる「小破」とする。

2 次の各号に掲げる場合には、訓令第2条第1項第1号に掲げる「航空機の損壊」から除く。

(1) 施行規則第5条の6に定める軽微な修理を必要とする損壊

(2) 単索、スピンウエイト、翼端スキッド、ホイールカバー等の滑空機の飛行には必ずしも必要でない外部携行器材又は装置器材が損失若しくは損壊した場合
(物件の損壊範囲)

第4条 自衛隊が所有し、又は使用する物件の損壊で、当該物件の損害見積価格が50万円を超えない損壊は、訓令第2条第1項第2号に掲げる「物件の損壊」から除く。

(その他の事故)

第5条 訓令第2条の4第4号に掲げる「その他の事故」を次のとおり区分する。

(1) 軽事故 軽傷又は小破を伴ったもの

(2) 特殊事故 前号以外のもの

(事故発生時の処置)

第6条 滑空機の運航監督者又は当該滑空機を使用する活動に参加している者のうちの先任者（以下「事故現場指揮官」という。）は、訓令第2条第1項第1号及び第2号に掲げる航空事故が発生した場合には、訓令第3条の規定により処置するほか、現地調査が開始されるまでの間、航空事故の目撃者及び事故関係者の証言の聴取、残がい分布図の作成、事故現場の写真の撮影、事故関係通信内容の整理その他航空事故の調査に必要な情報及び資料の収集に努めるものとする。

(事故機及び事故現場の保存)

第7条 事故現場指揮官は、訓練部長が必要とする間、事故機及び事故現場を保存するものとする。

2 事故現場指揮官は、前項の規定にかかわらず、事故機及び事故現場を保存することが、他に危害を及ぼすおそれがあると認める場合、他に著しく障害となるおそれがある場合、又は現場施設等の管理者が事故機及び事故現場の保存を許可しない場合には、速やかに必要な処置をとるものとする。この場合、事故現場指揮官は、極力現地調査に支障をきたさないよう処置するものとする。

(滑空機事故調査委員会)

第8条 滑空機による航空事故が発生し、当該事故が訓令第2条の4第1項に掲げ

る「大事故」又は同第2項に掲げる「中事故」に該当する場合、若しくは学校長が必要と認めた場合、防衛大学校に滑空機事故調査委員会（以下「委員会」という。）を編成する。

（委員会の組織）

第9条 委員会は、委員長、委員、主任調査官及び調査官をもって組織する。

2 委員長には幹事を充て、委員は次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 総務部長
- (2) 訓練部長
- (3) システム工学群長が指名する者
- (4) 防衛学教育学群長
- (5) 総務課長
- (6) 訓練課長
- (7) 学生課長
- (8) 総括首席指導教官
- (9) その他委員長が必要と認める者

3 主任調査官及び調査官は、委員長が指名する防衛大学校職員をもって充てる。

（委員長、委員、主任調査官及び調査官の職務）

第10条 委員長は、委員会の会務を総括する。

2 委員は、委員会の議事に参加する。

3 主任調査官は、現地調査を行い、現地調査書を作成して委員長に提出する。

4 調査官は、主任調査官の指示に従って、現地調査及び現地調査書の作成について、主任調査官を補佐する。

5 委員会の構成員が事故に関係する航空機の乗組員又は運航監督者である場合には、当該事故についての事故調査の職務の従事から除外するものとする。

6 委員長が不在の場合又は、委員長が前項の規定により職務の従事から除外された場合の処置については、その都度示す。

（現地調査等に対する航空自衛隊の支援）

第11条 航空事故調査において防衛大学校の能力では適切な事故調査を実施出来ないと判断される場合、航空自衛隊から事故調査に関する支援を受けることを基本とする。

（委員会の運営）

第12条 委員長は、航空事故の調査に関して委員会を招集する。

- 2 委員会は、現地調査書に基づき、調査の内容、原因の決定及び事故防止方法に関する意見について審議するものとする。
- 3 委員長は、主任調査官その他の必要と認める職員を委員会に出席させて、意見を述べさせることができる。
- 4 委員会の庶務は、訓練部長が行うものとする。
- 5 委員は、部下職員のうち適当と認める者を指名して審議の準備等に関し、補佐させることができる。

(航空事故調査報告書の提出)

第13条 委員長は、委員会の審議を経て別紙様式に定める航空事故調査報告書を作成し、関係する調査資料を添えて、航空事故発生の日から90日以内に防衛大学校長（以下「学校長」という。）に提出するものとする。

(小規模の事故の場合の特例)

第14条 訓令第2条の4第3号に規定する「小事故」又は同条第4号に規定する「その他の事故」に該当する航空事故の場合は、当該滑空機の使用責任者（ただし、校友会活動の場合は、訓練部長）が当該航空事故の調査を行うものとする。ただし、学校長が委員会による航空事故の調査を必要と認める場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定により、航空事故の調査を行った使用責任者（ただし、校友会の場合は、訓練部長）は、前条の規定に準じて航空事故発生の日から60日以内に学校長に報告するものとする。

(各部及び各学群が行う協力及び支援)

第15条 各部長及び各学群長は、委員会の行う現地調査に対する協力並びに関係する情報及び資料の作成の協力を行うほか、委員長から要求があった場合には、人員及び器材の提供等必要な支援を行うものとする。

(職員等の協力)

第16条 航空事故に係る防衛大学職員及び学生並びに航空事故を目撃した職員及び学生は、委員会が行う航空事故の調査に関し、協力するものとする。

(航空事故調査報告書等の使用制限)

第17条 航空事故調査報告書及び調査資料は、航空事故の再発防止のために使用することを目的とし、防衛大学職員勤務状況又は学生の服務状況を判定する資料並びに懲戒処分の証拠等に使用してはならない。

(航空事故調査報告書の保存期間)

第18条 航空事故調査報告書の保存期間は、特に示す場合のほか、5年とする。

(航空事故調査報告書等の閲覧)

第19条 委員長は、航空事故の調査内容について、航空交通所管省庁若しくは航空機製造又は修理の関係会社の代表者から説明を求められた場合には、防衛大学校長の承認を得て、航空事故報告書並びに調査資料のうち、当該会社に関連のある器材及び技術に関する資料を閲覧させることができる。

附 則

- 1 この達は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 本達第13条の規定による航空事故調査報告書又は同第14条の規定による航空事故の調査の報告は、安全管理に関する達（昭和46年防衛大学校達第4号）第13条に定める事故詳報と見なす。
- 3 安全管理に関する達（昭和46年防衛大学校達第4号）の一部を次のように改正する。
第5条第3項第3号中「、弾薬」の次に「、舟艇、航空機」を加える。
附則第3項の次に次の1項を加える。
- 4 航空事故の調査及び報告に関する達（平成23年防衛大学校達第11号）第13条の規定による航空事故調査報告書又は同第14条の規定による航空事故の調査の報告は、本達第13条による事故詳報と見なす。

別紙様式（第13条関係）

防衛大学校長 殿

航空事故調査委員長

航空事故調査報告書

（ 年度 第 号）

1 事故の概要

- (1) 事故発生時の滑空機使用目的
- (2) 事故の種別
- (3) 事故機の機種及び機番
- (4) 操縦者及び事故関係者

氏	名		
階 級	（ 等 級 ）		
任	務		
認 識	番 号		
生 年	月 日		
年	齡		
G 操縦士資格取得年月日			
教官操縦士指定年月日			
他操縦士資格取得年月日			
飛行時間	総 計		
	滑空機	計	
		公 務	
	非公務		
他 航 空 機			
死	傷		

- (5) 事故発生の日時、場所及び天候

ア 日時

イ 場所

ウ 天候

(6) 飛行方式・任務区分

(7) 事故の発生時期（例：離陸曳航時、着陸進入時等）

(8) 航空機の損壊等

航空機の損壊	
損害見積価格	
事故機の処置	

2 事故の経過概要

3 調査した事実

4 調査分析

5 事故の原因

6 事故防止方法に関する意見

7 添付書類

注：1 原因が複合した場合は、各原因を時系列に並記するものとする。

2 原因の末尾に、括弧書きで、操縦、監督、整備、器材、環境、管理及びその他に分類して付すものとする。

3 使用責任者が本様式に準じて航空事故の調査の報告を行う場合、第6項を「事故防止対策」とする。